

特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令案に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方
意見提出数2件 内訳(個人1件、団体1件)

通し 番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> ・場所 PDF34P目 9 上から2列目、3列目 PDF66P目 9 上から2列目、3列目 PDF102P目 2 上から2列目 2箇所 ・意見 ファクシミリの関する規定を撤廃してはどうか。 ・理由 現代では、ファクシミリに代わる方法が存在するため。 	<p>ファクシミリに代わる通信手段は存在するものの、ファクシミリは依然として使用されていることを踏まえ、現時点では当該規定を一律に撤廃することは適切でないと考えますが、今後の検討課題とさせていただきます。</p>
2	<p>省令案中、「あつたものと」を「あったものと」、「なかつた」を「なかった」と、「あつて」を「あって」と、「できなかつた」を「できなかった」と、「しなかつた」を「しなかった」と、「なつた」を「なった」と、「千九百八十九年六月二十七日」を「1989年6月27日」と、「若しくは」を「もしくは」というように、現代仮名遣いなど読みやすい表記にすべきではないか。</p> <p>また、「二月」や「六月」という表記は、暦の月であるというように解釈されるので、「ニヶ月」や「六ヶ月」とすべきではないか。</p>	<p>一般的に、法令が成文化された権利義務の規範とされる以上、その表現に法規範としての厳密性、論理的・形式的統一性が要求されます。このため、法令用語の平易化については、これに十分留意しつつ、慎重な検討が必要であり、特許庁としても、これを踏まえ、法令の立案を行っています。御指摘の用語については、上記の観点から、今般改正対象となる省令内において従来から統一された表現としております。</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> ・意見 公布と施行までの期間を30日より多く確保してほしい。 ・理由 事前告知で準備を整えておく必要があると思うから。 	<p>本省令は、特許法等の一部を改正する法律(令和3年法律第42号)の一部と同日に施行する必要があるため、同法は、特許法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(令和4年政令第250号)により、令和5年4月1日から施行することとしております。公布の時期については、本省令の制定に必要な手続に要する期間も考慮しつつ、可能な限り早期に公布がされるよう、検討を進めております。</p>
4	<p>「(1)特許権等の権利回復の要件の変更に係る手続の整備」について 権利回復の要件の変更による基準の緩和を歓迎する。</p> <p>「(2)書留郵便に付する送達の通知書の根拠規定の整備」について 特許法施行規則において根拠規定を設けることに賛成する。</p> <p>「(3)国際商標登録出願に係る登録査定の際の送達方法の見直しに伴う規定の整備」について 商標法68条の18の2の規定に関連した今般の省令案に賛成する。 なお、同規定の運用については、暫定的拒絶通報に対応した国内代理人が登録査定の事実を速やかに知ることができなくなるという懸念があったものの、国内代理人に対しても登録査定と同等の内容を記載した書面を同時に郵送するという運用がなされるとのことであり、当該懸念は払拭されたものと考えます。</p> <p>「(4)特許協力条約に基づく国際出願に係る優先権の回復制度の要件の変更」について 権利回復の要件の変更による基準の緩和を歓迎する。</p> <p>以上</p>	<p>本案の内容を支持する御意見と理解いたします。</p>